本使は、前記の了解がスイス連邦政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日署名された改正議定書及び条約の議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月二十一日にベルンで

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使　小松一郎

スイス連邦

財務大臣　ハンス＝ルドルフ・メルツ閣下

（スイス側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、スイス連邦政府が前記の提案を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された改正議定書及び条約の議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年五月二十一日にベルンで

スイス連邦

財務大臣　ハンス＝ルドルフ・メルツ

スイス連邦駐在

日本国特命全権大使　小松一郎閣下

○外務省告示第三百八十四号

1　平成二十二年一月二十五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書について、それぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十三年十一月三十日にルクセンブルクで行われた。よって、同議定書は、その第三条1の規定に従い、平成二十三年十二月三十日に効力を生ずる。

2　条約（平成四年条約第十一号）の題名の日本語文について、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

3　同条約及び同条約の不可分の一部を成すこれに関連する平成四年三月五日付けの交換公文及び合意された議事録の日本語文について、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

平成二十三年十二月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八十五号

平成二十二年一月二十五日にルクセンブルクで所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書が署名された際、同議定書に関する次の書簡の交換がルクセンブルク大公国政府との間に行われた。

平成二十三年十二月二日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書によって改正される千九百九十二年三月五日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　条約第二十八条の規定に関し、

(a)　同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、他方の締約国の権限のある当局からの特別の要請なしに、自動的又は自発的に情報を提供する義務を課するものと解してはならない。

(b)　一方の締約国が条約の規定に従って情報の提供を要請するに際しては、当該一方の締約国の権限のある当局は、求める情報と当該要請との関連性を示すため、他方の締約国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供する。

(i)　調査の対象となる者を特定する事項

(ii)　求める情報に係る記述（当該情報の性質及び当該一方の締約国が希望する当該他方の締約国から当該情報を受領する形式を含む。）

(iii)　要請する情報を必要とする課税目的

(iv)　要請する情報を当該他方の締約国が保有しているか又は当該他方の締約国内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(v)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(vi)　要請する情報を入手するために当該一方の締約国が自国内において利用可能なすべての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

2　条約第二十八条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

本使は、更に、前記の了解がルクセンブルク大公国政府により承認される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年一月二十五日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使　末綱隆

ルクセンブルク大公国

財務大臣　リュック・フリーデン閣下

（ルクセンブルク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ルクセンブルク大公国に代わって前記の了解を受諾することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生の時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年一月二十五日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国

財務大臣　リュック・フリーデン

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使　末綱隆閣下

○外務省告示第三百八十六号

平成二十二年八月二十五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約についてそれぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成二十三年十一月二十九日にハーグで行われた。よって、同条約は、その第三十条1の規定に従い、平成二十三年十二月二十九日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八十七号

平成二十二年八月二十五日に東京で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約が署名された際、同条約に関する次の書簡の交換がオランダ王国政府との間に行われた。

平成二十三年十二月二日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約（以下「条約」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　条約第三条1(m)に関し、「年金基金」には、次の(a)及び(b)に規定するもの並びに条約の署名の日の後に成立した法律に基づいて設立される同一の又は実質的に類似するものを含むことが了解される。

(a)　日本国の次に掲げる法令の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度として設立される年金基金

(i)　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

(ii)　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

(iii)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(iv)　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）